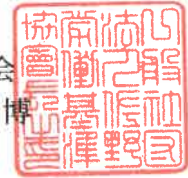


会員各位

一般社団法人佐野労働基準協会
会長 藤波 一博



雇い入れ時（新入社員等）安全衛生教育の実施について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当協会の運営に多大なるご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新入社員等を雇い入れるこの時期に、社員の適正配置を考慮するも当然ですが、安全衛生面の教育も大切な要素になっており、労働安全衛生法第 59 条に義務づけられております。

つきましては、下記により事業場が個々に取り組む安全衛生教育を、御社に代わって効率よく熟知させる目的にて、学科教育を実施致しますので、新入社員等がおられる事業場は、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和 2 年 4 月 23 日(木) 午前 9 時～午後 4 時 30 分
 2. 場 所 佐野市勤労者会館 佐野市浅沼町 796 TEL 21-1830
 3. 受講料等 1 名 6,380 円 受講料 5,500 円(税込) テキスト代 880 円(税込)
 4. 申込方法 別紙申込書に必要事項を記入し、当佐野労働基準協会に申込みして下さい。
(1) 予約受付 3 月 9 日(月)より申込書を FAX で予約受付します。
(2) 本 受 付 4 月 1 日(水) ～4 月 14 日(火)まで
*4 月 1 日以降に受講料等を当協会窓口にご持参下さい。
(振込みをご希望の場合はお問い合わせ下さい。)
- 一般社団法人佐野労働基準協会 佐野市富岡町 1296-3 TEL24-6470 FAX22-9310
(会員以外の事業場は、1 名あたり 3,000 円の事務手数料が加算されます。)
5. 定 員 40 名 *定員になり次第締め切ります。
 6. 教育内容
 - ①機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
 - ②安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
 - ③作業手順に関すること。
 - ④作業開始時の点検に関すること。
 - ⑤当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
 - ⑥整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
 - ⑦事故時等における応急措置及び退避に関すること。
 - ⑧前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項
 7. その他
 - ①昼食は各自ご用意下さい。(外出可)
 - ②記載された個人情報、個人情報法に留意し、受付簿・受講証明書のみに、使用管理致します。
 - ③締切日後、受講取消による受講料のご返金は出来ません。